

新措置（特別な事由発生が2022年8月15日以降）で各年単位取得条件の適用除外が認められている場合の更新認定申請の際の注意

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）では、実施要領で規定されている更新条件が満たされていないと更新認定申請ができません。即ち、合計単位数（初回更新時であれば30単位以上、2回目以降更新時であれば20単位以上）が満たされていない場合は勿論ですが、認定各年に取得している単位が、初回認定期間中であれば認定各年最低5単位、更新後認定期間中であれば同3単位（以下同様）を満たしていない場合も更新申請ができません。

よって、各年単位取得条件の適用除外が認められている認定年のうち、取得単位が5単位未満（あるいは3単位未満）の場合に限って、5単位（あるいは3単位）に満たない単位数を、手帳の単位を入力する欄の同じ認定年の集合研修の欄に入力して下さい。